



平成 19 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 日本ユニシス株式会社
代表者名 代表取締役社長 靱井 勝人
(コード番号 8056 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員広報部長 田崎 稔
(TEL 03 - 5546 - 4111)

株式会社ネットマークス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会において、下記の通り株式会社ネットマークス(コード番号 3713 東証第 1 部、以下「対象者」といいます。)の株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社はお客様と価値を共有するという経営コンセプト(U&U: Users & Unisys)に基づき、「高成長企業集団への脱皮 “売上高 5,000 億円への挑戦”」という将来ビジョンを掲げ、市場戦略、サービスビジネス戦略、グループ戦略、人材戦略の 4 分野からなる基本戦略の実行に加え、成長に向けた挑戦の 1 つとして M&A 戦略を推進しております。

現在、日本国内においてはブロードバンド、モバイルの普及が目覚しく、企業のみならず個人を含めた情報化に伴い新たなビジネスが創出されつつあります。次世代ネットワークを基盤として展開する ICT(注 1)市場においては、コンテンツ・アプリケーション、プラットフォーム、ネットワーク、端末といったレイヤ毎に様々な事業機会の発生が予想されます。その中でも特に「システムインテグレーション(以下「SI」といいます。))」、「ネットワークインテグレーション(以下「NI」といいます。))」という 2 つの市場は従来から分断されてきましたが、今後はシステムとネットワークの統合ソリューションを望む顧客の要請から、この 2 つの市場は融合され、より大きな市場へと成長すると予想されます。また、このような状況において、本格化する次世代ネットワーク関連ビジネスの需要拡大とともにネットワークへの基幹業務依存度が益々高まるものと考えられます。

当社は、こうした今後起こりうる業界環境の変化を踏まえ、既存の強固な SI 能力をベースに NI 能力を一段と強化することで、既存の IT サービス企業では十分に提供できていない付加価値の高いシステムとネットワークの統合ソリューションの提供力を高めることが、今後の当社の成長戦略にとって必要不可欠な要素と考えております。

一方、対象者は日本における NI 事業のパイオニアであり、米シスコ・システムズ社製ネットワークインフラ機器の販売・サポート等を足掛りに、大企業、大学、官公庁等の顧客向けにネットワーク設計から構築、保守・運用という基本的なソリューションに加えて、IP テレフォニーやセキュリティ等の付加価値を幅広く提供しています。特に幅広い業種に属する多くの顧客に対する営業力とネットワークソリューション提供力の高さには定評があり、当社が有する長年培われてきた SI 能力、アプリケーションやソリューションの開発力、プロジェクトの管理及びインフラの運用、サポート体制、ノウハウを連携させることにより、高い補完関係が期待されます。

当社は、従前から 100%子会社であるユニアデックス株式会社を通じてネットワークの構築・設計、及びそれに関連するサポートサービスを展開し、NI 事業をグループ中核事業の 1 つと位置付けておりますが、対象者を「総合 IT ソリューションサービス企業グループ」における重要な戦略パートナーとして当社グループの一員として迎え入れ、将来にわたって戦略を共有し事業展開を行うことで、グループ全体の企業価値のさらなる向上が期待できると考えています。

具体的には、当社グループと対象者が有するシステム及びネットワーク分野におけるソリューション力の融合・深化による付加価値の高いソリューション提案力の強化と相互の顧客に対する営業展開の強化（クロスセル）等による受注拡大や、保守機能、購買部門等の経営基盤統合によるスケールメリットの確保によるコスト削減、製品開発力の強化や R&D の効率化、上流サービスの連携による経営強化、NI 系製品ラインアップの強化等が挙げられます。

当社は、現在株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している対象者について、当社のグループ会社化を目的に、上限を付さず、公開買付けを実施いたします。本公開買付けによる資本関係強化により、対象者と戦略的な事業提携を進めていく考えですが、本公開買付け後、対象者の組織再編を行うことは、現時点においては予定しておりません。また、本公開買付け後に対象者の株式を追加で取得する可能性についても、現時点においては未定であります。

本公開買付けにあたり、当社は対象者の筆頭株主である住友電気工業株式会社との間で平成 19 年 2 月 28 日付で「公開買付けに関する契約書」を締結しており、同契約に基づき同社の保有する対象者普通株式のうち 74,773 株（発行済株式総数に対する持株比率 42.76%）について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。さらに対象者の平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

また、対象者の平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会において、対象者の子会社であるスターネット株式会社（注 2）株式について対象者の保有するスターネット株式会社株式 3,920 株（発行済株式総数に対する持株比率 40.83%）を 783,541,360 円で住友電気工業株式会社へ売却する旨の決議がなされております。なお、スターネット株式会社の平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会においても、当該売却を承認する決議がなされております。

なお、対象者普通株式は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではありません。しかしながら、本公開買付けでは買付けを行う株式数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続きを経たうえで上場廃止となる可能性があります。万一、上場廃止基準に抵触した場合には、対象者とも協議のうえ対応策を検討いたしますが、現在、対応方針は未定です。

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が後記（5）買付予定の株券等の数に記載の「株式に換算した買付予定数」を下回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注 1） Information Communication Technology: 情報通信技術。従前から IT（Information Technology）という言葉が使われてきましたが、グローバルには Communication を加えた当略語が定着をみせています。ユビキタスネットワーク時代には情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことを踏まえ、総務省による「IT 政策大綱」が 2004 年度からは「ICT 政策大綱」へと名称変更されています。

（注 2） スターネット株式会社は住友電気工業株式会社をはじめとする大企業を中心に回線インテグレーション事業及びネットワークサービス事業等を行っている企業。2006 年 3 月期の売上高は 7,450 百万円、当期純利益は 208 百万円。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | | |
|-------------|---|---|
| 商号 | 株式会社ネットマークス | |
| 事業内容 | ネットワークシステムの設計、構築及び保守・運用他 | |
| 設立年月日 | 平成9年3月18日 | |
| 本店所在地 | 東京都港区元赤坂一丁目3番12号 | |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 大橋 純 | |
| 資本金 | 2,970,977千円(平成18年9月30日現在) | |
| 大株主及び持株比率 | 住友電気工業(株) 48.76% (株)野村総合研究所 5.92% 住友電設(株) 3.53% (株)テリロジー 2.17% ネットマークス従業員持株会 1.74% TIS(株) 0.92% 長尾 多一郎 0.91% (株)インターネットイニシアティブ 0.69% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 0.56% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 0.55% (平成18年9月30日現在) | |
| 買付者と対象者の関係等 | 資本関係 | 当社子会社であるユニアデックス株式会社は対象者の発行済株式総数の0.27%を所有しております。 |
| | 人的関係 | 当社と対象者との間に人的関係はありません。 |
| | 取引関係 | ユニアデックス株式会社によるネットワーク機器等の購入、販売。 ユニアデックス株式会社による保守サポートの受託 |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成19年3月5日(月曜日)から平成19年4月12日(木曜日)まで(28営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法(以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年4月16日(月曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

株券 1株につき80,300円

新株予約権 平成14年6月28日開催の第6回定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
平成15年6月30日開催の第7回定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
平成16年6月24日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき発行された新株

予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。） 1個につき 金1円
平成17年6月24日開催の第9回定時株主総会の決議に基づき発行された新株
予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。） 1個につき 金1円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

（ ）株券

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の評価を依頼しました。モルガン・スタンレー証券は、採用すべき評価方法についての検討を行い、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）類似会社比較法等による評価を実施しました。それぞれの手法において評価された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価平均法：76,718円から78,387円
DCF法： 46,747円から85,604円
類似会社比較法：53,355円から65,739円

DCF法及び類似会社比較法においては、対象者の保有するスターネット株式の住友電気工業株式会社への売却の影響を考慮して算出されております。

当社は、上記の評価結果を参考に1株当たり株式価値の範囲を当該評価結果の下限値46,747円から上限値85,604円の範囲内で検討することとし、対象者との間で生み出されるシナジー効果、本公開買付けが当社の1株当たり利益に与える影響、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に関する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、スターネット株式会社株式の住友電気工業株式会社に対する譲渡、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、住友電気工業株式会社との協議・交渉の結果等も踏まえ、買付価格を80,300円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格は平成19年2月27日までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値75,629円（小数点以下を四捨五入）に対して約6.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

（ ）新株予約権

平成19年2月27日現在において、第1回新株予約権について、1株当たりの行使価格は50,625円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格80,300円を29,675円下回っております。平成19年2月27日現在において、第2回新株予約権について、1株当たりの行使価格は111,250円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格80,300円を30,950円上回っております。平成19年2月27日現在において、第3回新株予約権について、1株当たりの行使価格は335,261円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格80,300円を254,961円上回っております。平成19年2月27日現在において、第4回新株予約権について、1株当たりの行使価格は328,030円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格80,300円を247,730円上回っております（ただし、第4回新株予約権につきましては、権利行使期間は平成19年7月1日から平成24年3月31日であり、新株予約権者は平成19年2月27日において権利行使はできません）。

しかしながら、いずれの新株予約権も対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の割当を受けた者が任期満了による退任及び定年退職等一定の事由以外の事由により、対象者（第3回及び第4回新株予約権については対象者の関係会社も含む）の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合には権利を行使することができないものとされ、また、新株予約権の譲渡（但し、第2回新株予約権を除く）質入、その他一切の処分が許されず、かつ、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない旨の行使条件が付されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより、当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記の通り、新株予約権の買付価格を決定いたしました。

算定の経緯

()経緯

- ・平成 18 年 7 月頃：当社と対象者において、事業上の提携の可能性につき協議を開始。
- ・平成 19 年 1 月頃：当社、対象者及び対象者の筆頭株主である住友電気工業株式会社との間で、資本関係を伴う事業面での協業に関する検討を開始。
- ・平成 19 年 1 月下旬から 2 月中旬頃：対象者に関する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの実施。
- ・平成 19 年 2 月下旬頃：モルガン・スタンレー証券より対象者の株式価値の評価の結果を受領。
- ・平成 19 年 2 月 28 日：当社取締役会において対象者普通株式及び新株予約権についての本公開買付けを決定。住友電気工業株式会社との間で、公開買付けに関する契約書を締結。

()第三者の意見等

当社では、対象者の事業・財務状況等について、事業面、法務面、会計・税務面等から第三者の協力も得たうえでデュー・ディリジェンスを通じた精査を行い、同時に、本公開買付けによる資本関係強化のもたらすシナジー効果について慎重に検討を行いました。当社は、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、またファイナンシャル・アドバイザーであるモルガン・スタンレー証券が実施した市場株価平均法、DCF法、類似会社比較法等の各手法に基づく株式価値評価を参考にしつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、スターネット株式会社株式の住友電気工業株式会社に対する譲渡等を踏まえて、買付価格の検討を進めてきました。さらに、対象者の筆頭株主である住友電気工業株式会社による応募の可能性を含む本公開買付けの見通しや本公開買付けが当社の 1 株当たり利益に与える影響等を総合的に勘案した結果、平成 19 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において本公開買付けにおける株券の買付価格を 1 株当たり 80,300 円と決定いたしました。新株予約権の買付価格につきましても、合わせて同取締役会におきまして、算定の基礎において記載の理由に基づき、新株予約権 1 個当たり 1 円と決定いたしました。

算定機関との関係

関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 株券等種類 | 株式に換算した買付予定数 | 株式に換算した超過予定数 |
|-------------------|--------------|--------------|
| 株 券 | 80,949 株 | - 株 |
| 新 株 予 約 権 証 券 | - 株 | - 株 |
| 新 株 予 約 権 付 社 債 券 | - 株 | - 株 |
| 株 券 等 預 託 証 券 () | - 株 | - 株 |
| 合 計 | 80,949 株 | - 株 |

- (注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(80,949 株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注 2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注 3) 公開買付期間末日までに第 1 回ないし第 3 回新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。
- (注 4) 株券等のうち新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、対象者が平成 18 年 12 月 15 日に提出した第 11 期中半期報告書の記載に従い平成 18 年 11 月 30 日時点で権利行使されていない第 1 回新株予約権 80 個を 1 個当たり 16 株、第 2 回新株予約権 203 個を 1 個当たり 4 株、第 3 回新株予約権 68 個を 1 個当たり 2 株として換算しています。
- (注 5) 公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式に換算した株式数は、最大で、175,472 株になります。これは、対象者が平成 18 年 12 月 15 日に提出した第 11 期中半期報告書に記載された平

成 18 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 174,848 株に第 1 回ないし第 3 回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式（平成 18 年 10 月 1 日以降平成 19 年 2 月 27 日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）の最大数（2,228 株）を加え、対象者が所有する自己株式（1,604 株）を控除した数です。ただし、対象者普通株式 480 株を保有するユニアデックス株式会社からは、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ており、ユニアデックス株式会社保有分を除いた場合は、最大 174,992 株になります。

（ 6 ）買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|-----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | （買付け等前における株券等所有割合 0.00%） |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 80,949 個 | （買付け等後における株券等所有割合 46.41%） |
| 対象者の総株主の議決権の数 | 173,240 個 | |

- （注 1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。
- （注 2） 「対象者の総株主の議決権の数」は対象者の平成 18 年 12 月 15 日提出の第 11 期中半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。
- （注 3） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（ 7 ）買付代金 6,500,204,700 円

（注） 買付代金は、買付価格（80,300 円）で買付予定数（80,949 株）を買付けた場合の見積額を記載しています。対象者が平成 18 年 12 月 15 日に提出した第 11 期中半期報告書に記載された平成 18 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 174,848 株に公開買付け期間末日までに第 1 回ないし第 3 回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式（平成 18 年 10 月 1 日以降平成 19 年 2 月 27 日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）の最大数（2,228 株）を加え、対象者が所有する自己株式（1,604 株）を控除した 175,472 株を全て買付けた場合の代金は 14,090,401,600 円となります。ただし、対象者普通株式を 480 株保有するユニアデックス株式会社からは、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ており、ユニアデックス株式会社保有分を除いた最大 174,992 株を全て買付けた場合の買付代金は最大 14,051,858,188 円となります。

（ 8 ）決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

決済の開始日

平成19年 4 月19日（木曜日）

（注）法第27条の10第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成19年 4 月23日（月曜日）となります。

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な応募株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該応募株券等が応募の時点において公開買付代理人（もしくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（80,949株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、買付け等の価格の引下げを府令第19条第1項の規定に定める方法により行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等

に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

(10) 公開買付開始公告日

平成19年3月5日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会より賛同を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではありません。しかしながら、本公開買付けでは買付けを行う株式数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続きを経たうえで上場廃止となる可能性があります。万一、上場廃止基準に抵触した場合は、対象者とも協議のうえ対応策を検討いたしますが、現在、対応方針は未定です。

株式会社デジタルデザインによる対象者に対する損害賠償等の支払いを請求する訴訟の提起と、これに関連する対象者による反訴の提起について

株式会社デジタルデザイン（以下「デジタルデザイン」といいます。）は、対象者等を被告として、平成19年2月2日付で、大阪地方裁判所に、不法行為に基づく損害賠償等の支払い

を請求する訴えを提起しました（以下「本件訴え」といいます。）。本件訴えの詳細については、デジタルデザインが2007年2月2日付で開示した「訴訟の提起に関するお知らせ」と題する書面をご覧ください。

また、対象者は、本件訴えに関し、デジタルデザインに対し、2007年2月15日付で、売買代金の支払いを請求する反訴を提起しました。（以下「本件反訴」といいます。）。本件反訴の詳細については、対象者が2007年2月15日付で開示した「訴訟の提起に関するお知らせ」と題する書面をご覧ください。

以 上

本書面に含まれる情報を閲覧された方は、証券取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2007年2月28日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、株式会社ネットマークスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

(ご参考)

株式会社ネットマークスによる本公開買付けに関する賛同表明の内容



平成 19 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ネットマークス
代表者名 代表取締役社長 大橋 純
(コード番号：3713 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員経理部長 立石則章
(TEL. 03 - 3423 - 3291)

公開買付けの賛同に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会で日本ユニシス株式会社による当社株式の公開買付けについて賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

- (1)商号 日本ユニシス株式会社
(2)代表者 代表取締役社長 初井 勝人
(3)本社所在地 東京都江東区豊洲一丁目 1 番 1 号
(4)設立 1958 年 3 月
(5)資本の額 54 億 8,317 万円
(6)大株主構成(上位 10 社)及び持株比率〔平成 18 年 9 月 30 日現在〕

| | 株 主 名 | 持株比率 |
|----|--|--------|
| 1 | 三井物産株式会社 | 27.84% |
| 2 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 9.57% |
| 3 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 7.18% |
| 4 | バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー(常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行) | 3.96% |
| 5 | 農林中央金庫 | 3.61% |
| 6 | ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人:ゴールドマン・サックス証券会社東京支店) | 1.73% |
| 7 | 日本ユニシス従業員持株会 | 1.63% |
| 8 | ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人:株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決裁業務室) | 1.25% |
| 9 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱電機株式会社口) | 1.16% |
| 10 | 野村信託銀行株式会社(投信口) | 1.14% |

- (7)事業内容 コンサルティングサービス、ITソリューション、アウトソーシングサービス、サポートサービス及びシステム関連サービスの提供、並びにコンピュータシステムの販売
- (8)当社との関係
資本関係 該当ありません。
人的関係 該当ありません。
取引関係 同社の子会社ユニアデックス株式会社との間でのネットワーク機器の購入、販売並びに保守サポートの委託等。
- (9)関連当事者への該当状況
該当事項はありません。

2. 当該公開買付者に関する意見の内容及び理由

当社は、平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会において、日本ユニシス株式会社（以下「公開買付者」という。）による当社株式の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に賛同の意を表明することを決議いたしました。

(1) 現在、当社がおかれている状況

当社は 1997 年の設立以来、企業・官公庁・教育機関などのお客様にネットワーク関連のソリューションを提供してまいりました。ネットワークシステムの企画提案・設計構築から保守運用に至るまでの幅広いサービスを提供し、特に IP テレフォニーやセキュリティの分野においては業界有数の実績を背景に、積極的な事業展開を行ってまいりました。

しかしながら、世界的規模でネットワーク機器の低廉化が進行することによって、当社を含めた国内ネットワークインテグレータの収益力は低下し、当社においても、過去 2 年間にわたって売上停滞と収益悪化が生じております。

(2) 今後の市場の見通し

現在、ネットワーク機器に関しては非常に厳しい状況が継続しておりますが、これは全てのネットワーク関連市場の停滞を意味するものではありません。ブロードバンド化とユビキタス化という二つの潮流を背景に、今後も社会におけるネットワークの重要性はますます高まり、ソフトウェア配信や音楽・映像配信など、ネットワークを利用した新たなサービスの普及が進んでいく中、ネットワークを上手く制御し、新たな利用法を考え、その問題を解決していくというニーズは大きくなると考えております。

即ち、ネットワーク機器販売をベースにした事業モデルは成長しなくても、当社のコアバリューであるネットワークのソリューションサービスの市場には、大きく成長する可能性があると考えております。

(3) 事業モデル変革のための二つの鍵

当社は、上記の認識に基づき、ネットワーク機器販売の事業モデルからの脱皮と、さらなる付加価値を目指した取り組みを実現させるためには、二つのことが必要であると考えております。

第一には、上位システムとネットワークインフラの融合であります。携帯端末やパソコン、そしてサーバやネットワーク機器に至るネットワーク上の全てのものを横断的に制御し、業務改善や内部統制の強化に資するためのソリューションの開発と提案が重要となります。その実現のためには、従来のネットワークインフラを超えて、上位システムを含めた縦断的な開発、販売を行うための人材と組織が必要となります。

例えば、内部統制ソリューションにおいては、当社が現在得意とするネットワーク上の認証に加えて、業務システムを含めた一気通貫した提案を行うことによって、より正確にお客様のニーズに応えることができます。

第二には、サービス事業の強化であります。複雑化するネットワークを有効に制御し、アウトソーシングを含めた保守運用のサービス事業基盤を確立することが重要となります。

顧客満足の向上のためにも、全国をカバーした信頼性の高いサービス網が必要であり、それは同時に高い収益をもたらすこととなります。

例えば、既に確立した保守サービス基盤を活用することにより、新たな案件に対応する場合も追加費用を小さくし、より収益性の高い保守サービス事業を行うことが可能になります。また、万一の障害に備えて配備する保守予備品についても、より効率的な運用が可能になります。

(4) 公開買付者について

公開買付者は、お客様と価値を共有するという経営コンセプト（U&U: Users & Unisys）に基づき、国内有数の高い技術力を背景に、金融機関の勘定系システムを始めとして、広範な顧客に対してシステムの設計開発から保守に至る幅広いサービスを提供しております。特に「ミッションクリティカル・システム構築」技術で業界を先導しており、オフショア開発拠点の拡大など、グローバルな事業展開を行っております。

(5) 公開買付者との提携及びシナジーについて

当社においては、事業モデルの変革を効果的かつ迅速に実行するためには、パートナーとの提携が必須であるという観点から、国内のいくつかの企業を対象に、資本も含めた包括的な提携についての協議を続けてまいりました。その中においても、公開買付者の持つ上位システムの販売と高い技術力、公開買付者の子会社であるユニアデックス株式会社の高品質な保守サービス網は、上述の当社事業モデルの変革を実現し、次世代のITサービス企業として飛躍するための非常に大きな力になるという認識を持っております。

シナジーに関しましては、当社のネットワークインテグレーション能力に公開買付者の持つ強固なシステムインテグレーション能力及び保守サービス体制を連携することによって、既存のITサービス企業では十分に提供できていない付加価値の高いシステムとネットワークの統合ソリューションの提供力を高めることを主眼としております。具体的には、以下の3点を実効的なものとする事により、当社は収益のV字回復を実現するための強力なパートナーを得ることになります。

ソリューションの融合・深化と開発力及び提案力の強化により、当社の顧客に対して、ネットワークインフラに限らない、上位システムを含めた総合的なシステムの提案を行い、事業の拡大を図ること。

公開買付者の顧客に対して当社の旗艦ソリューションであるIPテレフォニーやセキュリティを始めとしたソリューションの拡販を行うこと。

保守機能、購買部門等の経営基盤統合によるスケールメリットを実現することによって、現在当社が進めているコスト削減をより一層大きなものとする事。

(6) 当社の今後の経営体制及び上場の維持について

本公開買付けの終了後、当社は自主的経営による活性化した組織運営という強みを活かしながら、日本ユニシスグループの一員として同グループ各社との協業を進めてまいり所存であります。

事業シナジーにつきましては、本公開買付け完了後に公開買付者と協議の上、提携内容の具体的な検討を行ってまいります。

なお、当社株式は、現在、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではないと理解しております。

しかしながら、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限が設定されておりませんので、本公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経た上で上場廃止となる可能性があります。万一、上場廃止基準に抵触した場合は、公開買付者とも協議のうえ、少数株主の利益保護のために対応策を検討いたしますが、現在、対応方針は未定であります。

3. 当該意見に関する取締役会の決定

当社取締役会は、公開買付者がファイナンシャル・アドバイザーであるモルガン・スタンレー証券株式会社の評価結果を参考にしつつ、当社との間で生み出されるシナジー効果、本公開買付けが当社の1株あたり利益に与える影響、当社による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ決定した買付価格80,300円についてその他条件等をも総合的に考慮し、慎重に議論を重ねた結果、妥当であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付価格は平成19年2月27日までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値75,629円（小数点以下を四捨五入）に対して約6.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

以上に基づき、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに当社及びステークホルダーの利益のために妥当と判断したことから、決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

なお、本公開買付けにあたり、当社の筆頭株主である住友電気工業株式会社からは、保有する当社普通株式のうち74,773株について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。